

表1 売上高別薬局の分布

売上高		薬局数
年間	1日当たり	
16,800	60	57
37,000	132	410
71,500	255	438
171,800	614	554
400,700	1,431	2,547
716,900	2,560	6,653
1,261,200	4,504	2,088
2,583,500	9,227	145
8,192,500	29,259	16
702,800	2,510	12,908

(資料) Arbeit und Sozialpolitik, März 1975, S. 87.

の方が売上高が大きい。こうしたことから薬局は決してもうけすぎているという主張が関係者によって行われている。

薬局の売上高のうち疾病金庫からの支払分は、1967年54%、1971年59%、1973年63%と上昇している。疾病保険の1処方箋当たり売上額は、1969年の11.40マルクから1973年には17.80マルクに上昇している。これは疾病保険の薬剤費の増加に見合うものである。被保険者1人当たり薬剤費は、1971年90.73マルク、72年102.75マルク、73年116.16マルクと上昇している。西ドイツにおける薬局の売上高は疾病保険の薬剤支出にきわめて大きい影響を受けている。

Arbeit und Sozialpolitik, März 1975, S. 87.

(石本忠義 健保連)

表2 売上高100マルク当たり費用と利益

	1969年	1973年
商品仕入費	54.70 ^{マルク}	55.60 ^{マルク}
取引経費	27.90	29.20
人件費	16.20	17.10
賃貸借料	1.90	1.90
支払利子	1.20	1.20
減価償却費	1.20	1.20
営業税	2.00	2.00
その他の費用	5.40	5.80
利益税	9.80	9.80
利益	7.60	5.40

(資料)表1と同じ。

表3 業種別売上高(1972年)

薬局	700,000
化粧品店	1,000,000
照明器具店	1,600,000
敷物店	2,725,000
織物店	2,000,000
婦人用品店	685,000
家具店	4,500,000
傘店	500,000

(資料)表1と同じ。

チェコの医学教育改革論

(チェコスロヴァキア)

チェコでは、医学生および近年の卒業者が増えたことに伴って、教育の質的改善の問題、卒業後教育の問題が論議されている。プラハにある「医師・薬剤師卒業後教育研究所」のDr. Ales Satánekは「未来志向型の、医師教育・卒業後教育に関する条件と要請」という論文の中で、学校教育と卒業後教育を有機的な一つの総体として把握することを強調し、医学教育改革の目的、教育の質を高め合理的にするための諸課題、および試験制度について、彼の所論を展開している。ここでは、論文の骨子の紹介と、興味深いと思われる3つの問題をまとめることにする。

A. 改革の目的：大前提として、医学部および卒業後教育施設において、教育過程の計画と実施に合理化(Rationalisierung)の原理と具体的な方法を科学的根拠(教育学的、教授学的、教育政策的)に基づいて応用する可能性

の追求が要請されている。より具体的な改革の目的は、今後の専門化にとって前提となり基礎となるような知識、熟練、行動様式の必要なミニマムを確実に与えることである。

B. 教育の質を高め効果を高めるための基本的課題：

B-1. 教育制度の形成とその全体の指導。

ここでは、水平的、垂直的な相互関係を考慮した上で、完全な制度を形成することと、指導においては計画性を重んじることが強調される。

B-2. 教育施設の内的構成、教育施設に対する指導、教育施設の組織。

内的構成を定める場合に出発点となるのは科学の指導と組織に関する一般的原则を尊重し応用することである。教育施設の指導・組織については、自然科学者としての経験、教育者としての経験に富む指導者を合理的に、適切に配置することが強調される。

B-3. 教育過程に対する直接的影響行使、その内容と方法。

ここでは内容の精選、必要にして不可欠な情報をよく選択して伝えることと、教育・情報機器の使用による効果上昇が中心的に述べられる。

C. 試験制度：

従来ややもすると試験が、管理的・選択的機能の面からのみ把握されていたことを指摘して、むしろ、試験のもつ教育的、動機づけの機能を発揮させることが強調される。

全体を通して繰り返し強調されているのは次の3点である。

1. 未来志向性、
2. 教育内容の精選、
3. 教育・情報機器の積極的導入。

1.については、Aの改革の目的と関連して次のように述べられる。「教育の質そのものの向上は、……専門家の養成、再教育を不断に質的に高めるための将来の諸課題を成し遂げるのに要される科学の発展にかかっている」。「現在

の教育内容を考えるだけでなく、「社会的実践と科学と技術の予測される将来の発展への必要も」考慮されることが不可欠である。「最近の医学の成果と結びつけて、医療ケアの望ましい発展を調べることが必要である」。

B-1についても、計画性のなかに、科学の長期的発展計画と予測を含めて論じており、B-2では、科学の指導と組織に関する一般的原则を実行する場合に、科学の急激な変化や社会的要求の変化や社会全体の社会経済的变化によってもたらされる内的外的諸条件の変化を考慮して行うことを最重視している。

2.についてはAにおいてすでに、「今後の専門化にとって前提となり基礎となるような知識、熟練、行動様式の必要なミニマム」という形で示されている。B-3では、授業時間数の適正化の問題において内容の精選が提起され、更に「教育内容の合理化の根本要素はまず第一に情報を量的、質的に適切に選択することである」と述べている。授業内容や教材を論じた部分では「潜在的な大量の情報から慎重に選択することが要請される。本質的でないものや実践にとって古くなった情報は授業から放逐しなければならない」と述べられる。

3.については、まずB-2の指導の改善を助けるものとして、情報機器が述べられる。主に登場するのはB-3の教育方法においてである。教育者と学生という2つの人的要因の考察に続いて「今日では教育過程において、機械的技術的教授手段も組み入れられていて、その際に機械的技術的教授手段は教師の労働を軽減すべきものである」と述べられる。Šatánekは、新しい教授方法と技術が教師の機能を変えるであろうし、授業内容を改善するであろうと主張している。

ともあれ、教育機器の導入については実験がなされており、その経験は、どの教育領域が最も目的にかなった技術的手段による置換が可能であるかを、深長に考慮すべきであるということを示している。

Ales Šatánek, "Randbedingungen und Forderungen einer zukunftsorientierten Aus- und Weiterbildung von Ärzten" Zeitschrift für ärztliche Fortbildung, 69. Jahrgang, Heft 17. 1. September 1975. SS.936-939

(日野秀逸 大阪大学医学部)

市民参加と特別歳入調整

(アメリカ)

ニクソン内閣は歳入調整(revenue sharing)を彼らの主唱する「新連邦主義」の柱であると同時に、地方政府レベルにおける市民参加を高める1つの手段であると宣言した。果して歳入調整は市民参加を引き起したのだろうか。また、社会計画への投資に何らかの影響を与えただろうか。

歳入調整計画はすでに4年目に入っており、その更新をめぐる、議会討議が始まろうとしている。したがって、今が参加についての評価を行う適当な時期であろう。この論文では、カリフォルニア州の場合を、1974年のはじめに行われた調査に基づいて吟味する。

市民参加を助長するために、地方政府によってとられた政策は、公聴会をはじめ多様なものであった。特別な地域集会は、最も効果的な宣伝機構として28(57.4%)の郡(county)で開かれ、ついで頻繁に用いられた方法は、直接提言を求める方法であった。ほぼ30%の郡が公式にコミュニティ・グループを招請しており、そうした招請は、人口規模の大きな郡ほど多くなされていることに注意する必要がある。

地方政府が、こうして得られた提言を受け入れるにあたっては2つの自由選択の方向があった。すなわち、正規の予算手続を通して受け入れるか、あるいは

はそれを修正し、拡げるかという2つであるが、ほとんどの地方政府は歳入調整資金を一般歳入に組み入れて、スタンダードの予算手続を通して割当てをした。しかし、大きな市や郡では、とくにコミュニティ・グループからの挑戦をうけて、正規の予算手続を修正せざるを得なかった。そこで、いくつかの地区では修正予算モデル——歳入調整の割当ての決定権は行政側にあるが、割当て過程は市民の批評機会をふやし、ソーシャル・ニーズの検討を保障する——というような手続が生まれた。

さらに、いくつかの地区では、公開予算モデルと呼びうるような手続——私的なセクターにある個人が、特別歳入調整支出の性格にかなり直接的な影響を与え得るような計画化と割当ての手続——が発達した。

たとえば、サン・ディエゴのように市と郡が合同で歳入調整政策委員会をつくって、地域組織からくる要求をふるいにかけて、見積りをする市民組織をつくったところもある。また、オレンジ郡のように、特別歳入調整資金の中から、社会計画のために一定の割当て分を予め決めるというユニークな例もあった。

ところで、調査結果から、郡が資金を認可する場合に、一般に私的機関よりも公的機関の方により多く与えていることが明らかになった。とくに人口5万人以下の小さな郡では、データが得られた19郡のうち、47%は公的機関に資金を与えていたが、私的機関に資金を与えていたところはなかった。人口規模の大きい郡ほど、社会計画に対して認可される傾向にあり、私的機関への援助も増大している点に注目する必要がある。

結論的にいえば、特別歳入調整は、市民が自分たちの関心事を追求する上に利用できる機会を拡大したといえる。とくに大きいコミュニティでは、特別歳入調整が地方諸政策を促し、地方政府体と市民との相互関係を活発にした。コミュニティ・グループは「自由な」資金を利用できることに注意をのがさなかったし、市民が歳入調整資金を確保しようとする結果、計画や予算をたてる地方制度へ注意がむけられ、改革をもたらすことにもなった。市民の関心の高まりは、また同時に、ソーシャル・プランニングを地方諸サービス種目の中